

議第94号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 図書施設の項中「の日が休日」の右に「又は12月28日」を加え、
「、毎月の第 2 水曜日及び第 4 水曜日（これらの水曜日が休日に当たる場合を除く。）」を削り、「12月28日」を「12月29日」に改める。

第 2 条 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 図書施設の項中「午前10時」を「午前 9 時30分」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成26年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市久世ふれあいセンターの図書施設の休所日等を変更する必要がある
ので提案する。